# 亘 理 町 国 土 強 靭 化 地 域 計 画 概 要 版

## 第1章 基本的な考え方

#### 策定の趣旨

亘理町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により未曽有の大災害を経験しました。

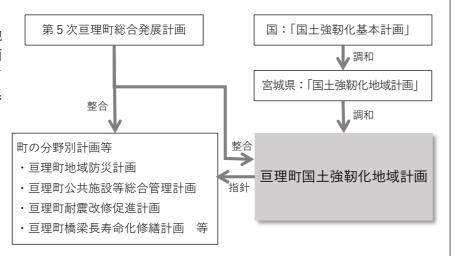
また、近年では、気候変動の影響等に伴い、令和元年の台風 19 号による浸水被害等にみられるように、これまで経験したことのない巨大台風や豪雨等による土砂災害や風水害が増加しています。

国は、平成25年12月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)を公布・施行し、国土強靭化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靭化基本計画」を策定しました。(平成26年6月策定、平成30年12月見直し)

これらを受け、強靭な地域づくりに向けて平時から持続的な取組を展開するため、基本法第 13 条の規定に基づき、「宮城県国土強靭化地域計画」を踏まえて、「亘理町国土強靭化地域計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ

「亘理町国土強靭化地域計画」は、 基本法第13条に基づく国土強靭化地 域計画として、「国土強靭化地域計画 ガイドライン」の策定手順等に従って 作成したものであり、国土強靭化に係 る指針となるものです。



# 計画期間

第 5 次亘理町総合発展計画(計画期間 2016 年度~2025 年度) との整合を図るため、計画期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 5 年間とします。

#### 本計画の対象想定災害

ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とします。

#### 第2章 目標と脆弱性評価

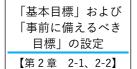
#### 基本目標

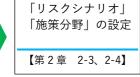
次の4点を基本目標として、強靭化の取組を推進します。

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②亘理町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

## 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靭化に関する施策を策定し、実施していく上での必要なプロセスであり、国・県の国土強靭化計画でも、脆弱性評価結果をもとに、推進方針が示されています。





「リスクシナリオ」 「施策分野」 別の脆弱性評価 【第2章 2-6-1、2-6-2】

「リスクシナリオ」 「施策分野」 別の推進方針 【第3章、参考資料】

## 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)

基本目標を達成するためのものとして、下表左に示す8つを「事前に備えるべき目標」としました。 また、「リスクシナリオ」とは、「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として想定されるものです。 本計画においては、国および県が設定した項目と、過去の大規模自然災害や亘理町の地域特性を踏まえ、 下表右に示す29項目を設定しました。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
①直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による 死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
	1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対 的不足
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネル ギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
③必要不可欠な行政機 能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
④必要不可欠な情報通 信機能を確保する	4-1	デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大
⑤経済活動を機能不全 に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	基幹的交通ネットワーク(陸上、海上)の機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
⑥生活・経済活動に必要 最低限の電気、ガス、上 下水道、燃料、交通ネッ トワーク等を確保する とともに、これらの早期 復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
⑦制御不能な二次災害 を発生させない	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
⑧地域社会・経済が迅速 に再建・回復できる条件 を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅 れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域 に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の 遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財などの環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等に よる有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

#### 第3章 国土強靭化施策の推進方針

国土強靭化に係る施策分野として 10 分野を設定し、脆弱性評価結果を踏まえた施策分野別の推進方針を以下のとおり定めます。 なお、以下の推進方針をリスクシナリオ別の観点で整理したものは、参考資料に載せています。

## 1 ) 行政機能・情報通信等

- ①業務継続性の確保
- ◆業務継続計画等に基づき、自主防災組織や町職員等の行動・役割を認識し、地域防災力の向上を図ります。
- ②災害対策本部体制等の整備
- ◆災害対策本部体制を強化するとともに、防災施設の整備・確保や食料・飲料水等の備蓄を進めます。
- ③災害時受援体制の確保や救助・救急活動対策
- ◆地域機関協力の確保や、自主防災組織等との連携強化により、災害時の各種支援体制の確立と確保を図ります。 ④計画に基づく取組の実施
- ◆必要に応じた地域防災計画の改定と、防災上緊急に対策すべき施設等の整備促進を図ります。
- ⑤デジタルネットワークの整備・充実
- ◆災害情報システムの整備・運用・充実を図り、防災情報伝達体制の充実を図ります。
- ⑥事業用地・仮設施設等の確保
- ◆大規模災害時に必要となる用地確保のため、平時から事業用地の活用見込みを集約し、調整を行います。
- ⑦緊急時の経済対策
- ◆疾病の蔓延などの有事の際は全庁的な連携を図り、事業者、住民、労働者への支援対策を実施します。

#### 2 )住宅・都市

- ①住宅・建築物等の耐震化
- ◆耐震改修診断や耐震改修工事の助成制度の普及・啓発に努め、住宅・建築物や公共施設等の耐震化を促進します。 ②文化財の保護・伝承・活用
- ◆指定文化財の適切な保存や無形文化財の保護体制・周知活動、災害時の文化財レスキュー体制の充実に努めます。 ③被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定実施体制の整備
- •大規模災害時の二次災害を防止するため、建築物・宅地の応急危険度判定の体制と整備を図ります。
- ④災害に強い上下水道の整備
- ◆老朽化が懸念される水道施設及び下水道施設の耐震化と施設の強化を推進します。
- ⑤被災者の住宅対策
- ◆災害公営住宅を整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め、速やかな対応に努めます。

## 3 )保健医療福祉

- ①医療・保健福祉機能等の確保
- ◆県・災害拠点病院・町内医療機関等との災害時連絡体制の強化や、保健福祉センターの機能体制の強化を図ります。 ②良好な避難生活環境の確保
- ◆避難所の良好で衛生的な生活環境の維持、専門家による心のケア、感染症蔓延対策等に取り組みます。

## 4 ) 環境

- ①環境・公害対策
- ◆県等の関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の維持・確立や、工場等への指導に努めます。 ②災害に強い上下水道の整備(2の再掲)
- ◆老朽化が懸念される水道施設及び下水道施設の耐震化と施設の強化を推進します。
- ③異常気象への対応策の検討
- ◆大雨や台風の激化などに伴う水害、土砂災害、高潮災害の頻発が懸念されるため、十分な対応を検討します。
- ④鳥獣被害対策
- ◆鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し、捕獲活動等、被害防止への取組促進に努めます。
- ⑤環境・衛生等の対策
- ◆災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理や毒物等の飛散防止のため、災害廃棄物処理計画の策定等を行います。

#### 5 )農林水産

- ①農業等の生産基盤の災害対策と長寿命化
- ◆標準耐用年数を超過した農業水利・農地防災施設の修繕・更新等により、長寿命化や被災時の早期回復を図ります。 ②農用地の有効利用の促進と農畜産物の安定供給の確保
- ◆農畜産物の安定供給への影響や国土保全機能の低下等を防ぐため、耕作放棄地対策や農地活用等に取り組みます。 ③鳥獣被害対策(4の再掲)
- ◆鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し、捕獲活動等、被害防止への取組促進に努めます。
- ④荒浜漁港の整備
- ◆東日本大震災で被災した荒浜漁港の防災安全施設の整備要望により、災害に強い漁村づくりを進めます。

## 6 )産業構造

- ①サプライチェーンの機能確保等
- ◆企業の業務継続計画策定の啓発・普及や、企業立地の推進、被災企業への金融支援確保に向けた取組みに努めます。 ②燃料確保やライフラインの被害軽減対策等
- ◆災害時の被害軽減の諸施策や、被災・支援状況などを想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を進めます。 ③産業施設等の防災対策
- ◆町内の危険物取扱事業所等における、様々な事態に柔軟に対応可能な防災体制構築を促進します。

## 7 ) 交通・物流

#### ①交通基盤の整備等

- ◆災害時に機能する多重型交通ネットワークの構築や橋梁の長寿命化、生活道路の安全確保等を進めます。 ②公共交通の維持・確保
- ◆さざんか号やわたりん号の運行体制の充実に努め、交通弱者の移動手段確保、公共交通空白地帯解消を図ります。 ③帰宅困難者対策
- ◆災害時に従業員を一定期間事業所等内に留めておけるよう、必要物資の備蓄等を企業に働きかけます。
- ④漁港施設の整備
- ◆物資・エネルギー関係の輸送拠点として、荒浜漁港の災害対応施設を県に要望していきます。
- ⑤災害時の物流体制の構築・強化
- ◆食料や燃料等の備蓄や、県・町・物流事業者等が連携し、災害時の迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築します。

## 8 ) 町土保全

- ①土砂災害対策
- ◆警戒避難体制の整備、ハザードマップの作成・配布、砂防指定区域等に関する県への対応要望を推進します。 ②河川等の整備や水害対策等
- ◆多発する局所的な集中豪雨に対応するため、町内河川や内水対策のハード整備やソフト施策に取り組みます。 ③沿岸防災等の推進
- ◆多重防御による大津波対策の推進と、都市公園の長寿命化や津波避難対策機能の維持・確保を図ります。
- ④森林等の整備・保全
- ◆森林の利活用促進と機能保全に努めるとともに、被災した海岸防災林の再生や治山施設の機能強化を図ります。

## 9 )土地利用

- ①市街地整備(防災まちづくり)の推進
- ◆魅力的な市街地整備や、役場庁舎を中心とする公共ゾーンの防災拠点機能の維持・強化を図ります。
- ②農用地の有効利用の促進と農畜産物の安定供給の確保(5の再掲)
- ◆農畜産物の安定供給への影響や国土保全機能の低下等を防ぐため、耕作放棄地対策や農地活用等に取り組みます。 ③森林等の整備・保全(8の再掲)
- ◆森林の利活用促進と機能保全に努めるとともに、被災した海岸防災林の再生や治山施設の機能強化を図ります。 ④被災者の住宅対策(2の再掲)
- ◆災害公営住宅を整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め、速やかな対応に努めます。
- ⑤事業用地・仮設施設等の確保(1の再掲)
- ◆大規模災害時に必要となる用地確保のため、平時から事業用地の活用見込みを集約し、調整を行います。

## 10) リスクコミュニケーション・地域づくり

- ①東日本大震災の教訓の伝承
- ◆東日本大震災の経験と教訓の伝承や防災意識の向上のため、検証の成果と教訓を県内外に情報発信していきます。 ②学校等防災体制の強化
- ◆防災教育、防災主任や安全担当主幹教諭の質的向上、学校・保育・福祉施設の危機管理体制の強化等を推進します。 ③公助・自助・共助の推進
- ◆公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、自助・共助の取組を強化します。 ④減災対策の推進
- ◆避難施設・避難経路の整備や、多様な情報伝達手段の検討・整備、避難方法等の周知徹底を図ります。 ⑤復旧・復興に係る人材の確保
- ◆建築物・宅地の危険度に係る民間判定士等の確保、ボランティア受け入れ拠点や運用体制の整備等に取り組みます。